

○埼玉県地方警察職員の部署別定数に関する訓令

昭和32年 4 月 1 日

警察本部訓令第3号

警 察 本 部 長

職員の部署別定数に関する訓令を次のように定める。

埼玉県地方警察職員の部署別定数に関する訓令

題名改正〔昭和51年第2号〕

各部、市警察部、各方面本部、警察学校及び各警察署の職員の定数を別表のように定める。

一部改正〔平成16年第7号〕

附 則

この訓令は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則（昭和33年10月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和33年10月1日から施行する。

附 則（昭和34年7月16日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和34年7月16日から施行する。

附 則（昭和35年8月9日警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和35年8月30日から施行する。

附 則（昭和36年4月12日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年1月26日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和37年1月26日から施行する。

附 則（昭和40年6月11日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和40年6月11日から施行する。

附 則（昭和41年4月12日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月18日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月29日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月8日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和44年3月8日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月20日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月15日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月28日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月15日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月9日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月18日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月2日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月16日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年11月1日警察本部訓令第20号）

この訓令は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則（昭和55年2月7日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年2月9日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年2月6日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月4日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年2月16日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月19日警察本部訓令第16号）

この訓令は、昭和59年10月19日から施行する。

附 則（昭和60年2月5日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月7日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年9月17日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和61年9月25日から施行する。

附 則（昭和62年2月9日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月17日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月4日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月5日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月25日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月3日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月3日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月7日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月22日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月1日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月1日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月26日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月16日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成9年4月21日から施行する。

附 則（平成9年9月4日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成9年9月11日から施行する。

附 則（平成10年3月12日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月3日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成10年9月10日から施行する。

附 則（平成11年3月4日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年8月31日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成11年9月10日から施行する。

附 則（平成12年3月10日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月11日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成12年4月14日から施行する。

附 則（平成12年8月29日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成12年9月13日から施行する。

附 則（平成13年 3 月13日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月14日警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 7 月25日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成14年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 9 月 4 日警察本部訓令第37号）

この訓令は、平成14年10月 1 日から施行する。

附 則（平成14年11月20日警察本部訓令第46号）

この訓令は、平成14年12月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月 3 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 9 月11日警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成15年 9 月25日から施行する。

附 則（平成16年 3 月11日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年11月24日警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成16年12月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 1 月19日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成17年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月14日警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月22日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成17年10月 7 日警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成17年10月14日から施行する。

附 則（平成18年 1 月26日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成18年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月 6 日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月4日警察本部訓令第43号）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年2月19日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月4日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月4日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月2日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月8日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成21年10月16日から施行する。

附 則（平成22年3月1日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月3日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月8日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月2日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月7日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 2 月28日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月 5 日警察本部訓令第41号）

この訓令は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 2 月23日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 9 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 6 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 6 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 2 月22日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月21日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 3 日警察本部訓令第22号）

この訓令は、令和 2 年 9 月15日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月19日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 3 年 3 月19日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 6 日警察本部訓令第22号）

この訓令は、令和 3 年 9 月16日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月25日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月18日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月27日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月29日警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

全部改正〔昭和33年第9号、34年第11号、35年第12号、36年第6号〕、一部改正〔昭和37年第1号〕、全部改正〔昭和40年第11号、41年第4号、42年第6号、43年第7号、44年第2号・第10号、45年第6号、46年第7号、47年第5号、48年第2号、49年第4号、50年第5号、51年第2号、52年第4号、53年第3号、54年第4号・第20号、55年第1号、56年第2号、57年第2号、58年第1号、59年第1号・第16号、60年第2号、61年第2号・第13号、62年第3号、63年第5号、平成元年第3号、2年第3号、3年第2号、4年第3号、5年第2号、6年第6号、7年第1号・第20号、8年第2号、9年第2号・第15号・第24号、10年第3号・第19号、11年第4号、12年第4号・第18号・第31号、13年第2号、14年第8号・第30号・第37号・第46号、15年第4号・第34号、16年第7号・第33号〕、一部改正〔平成17年第1号〕、全部改正〔平成17年第8号〕、一部改正〔平成17年第30号〕、全部改正〔平成17年第33号〕、一部改正〔平成18年第2号〕、全部改正〔平成18年第6号・第43号、19年第5号・第28号、20年第5号・第24号、21年第2号・第17号、22年第2号・第28号、23年第3号・第27号、24年第1号・第29号、25年第3号、26年第9号・第41号、27年第2号、28年第5号、29年第3号、30年第5号、31年第1号、令和2年第1号・第22号、令和3年第4号・第22号、4年第7号、5年第5号、6年第8号〕

別表

部 署 別 定 数 表

○ 本部等		警察官	一般職員	計
総務部	総 務 課	23	6	29
	文 書 課	7	17	24
	広 報 課	24	36	60
	情 報 管 理 課	23	55	78
	留 置 管 理 課	171	2	173
財務局	会 計 課	4	49	53
	施 設 課	1	36	37
	装 備 課	9	24	33
計		262	225	487
警務部	警 務 課	49	37	86
	監 察 官 室	43	4	47
	教 養 課	24	5	29
	厚 生 課	3	30	33
計		119	76	195
生活安全部	生 活 安 全 総 務 課	63	4	67
	人 身 安 全 対 策 課	72	2	74
	少 年 課	42	7	49
	保 安 課	52	2	54
サイバー部	生 活 経 済 課	33	2	35
	サ イ バ ー 対 策 課	25	3	28
	サ イ バ ー 捜 査 課	65	2	67
	計	352	22	374
地域部	地 域 総 務 課	41	3	44
	通 信 指 令 課	83	3	86
	自 動 車 警 ら 隊	151	3	154
	鉄 道 警 察 隊	38	2	40
計		313	11	324
刑事部	刑 事 総 務 課	79	29	108
	捜 査 第 一 課	165	3	168
	捜 査 第 二 課	60	2	62
	捜 査 第 三 課	61	5	66
	鑑 識 課	53	28	81
	科 学 捜 査 研 究 所	5	48	53
組織犯罪局	機 動 捜 査 隊	139	3	142
	組 織 犯 罪 対 策 総 務 課	52	4	56
	組 織 犯 罪 対 策 第 一 課	105	3	108
	組 織 犯 罪 対 策 第 二 課	55	2	57
	組 織 犯 罪 対 策 第 三 課	112	3	115
計		886	130	1,016
交通部	交 通 総 務 課	34	7	41
	交 通 指 導 課	41	12	53
	交 通 捜 査 課	62	6	68
	交 通 規 制 課	32	23	55
	交 通 機 動 隊	110	5	115
運輸本免部	高 速 道 路 交 通 警 察 隊	109	2	111
	運 転 免 許 課	47	66	113
	運 転 管 理 課	33	17	50
	運 転 免 許 試 験 課	38	17	55
計		506	155	661
警備部	公 安 第 一 課	82	7	89
	公 安 第 二 課	28	1	29
	公 安 第 三 課	42	2	44
	警 備 課	87	12	99
	危 機 管 理 課	17	1	18
	外 事 課	106	4	110
さいたま市警察部	機 動 隊	250	6	256
	計	612	33	645
	さ い た ま 市 警 察 部	4	1	5
	第 一 方 面 本 部	9		9
	第 二 方 面 本 部	7	1	8
	第 三 方 面 本 部	8		8
	第 四 方 面 本 部	8		8
	警 察 学 校	56	10	66
	そ の 他	878	90	968
小 計		4,020	754	4,774

○ 警察署		警察官	一般職員	計
浦 和		296	15	311
浦 和 東		133	6	139
浦 和 西		197	8	205
大 宮		317	18	335
大 宮 東		146	8	154
大 宮 西		132	5	137
蕨		267	11	278
川 口		381	15	396
武 南		222	10	232
朝 霞		254	11	265
新 座		155	8	163
草 加		345	12	357
上 尾		300	14	314
鴻 巣		171	6	177
川 越		331	17	348
東 入 間		234	11	245
所 沢		305	17	322
狭 山		262	12	274
西 入 間		225	10	235
飯 能		128	7	135
東 松 山		167	7	174
小 川		85	6	91
秩 父		122	7	129
小 鹿 野		36	3	39
本 庄		118	5	123
児 玉		65	6	71
熊 谷		245	12	257
深 谷		137	7	144
寄 居		77	5	82
行 田		103	5	108
羽 生		72	5	77
加 須		119	6	125
岩 槻		198	7	205
春 日 部		231	10	241
越 谷		332	18	350
久 喜		174	7	181
幸 手		108	5	113
杉 戸		90	6	96
吉 川		228	11	239
小 計		7,508	359	7,867
総 計		11,528	1,113	12,641